

○教員の指導資格再審査に係る全学共通基準

(平成29年3月23日)

改正 平成30年4月1日 令和4年7月21日

令和6年4月22日

本基準は、東京農工大学大学院における教育研究水準の維持・向上を図るため、各部局等（農学府、工学府、生物システム応用科学府及び連合農学研究科をいう。）における教員の指導資格（以下「教員資格」という。）取得後の再審査に関して、全学的な基準を定めることとする。

1 実施時期

再審査は、原則として6年毎に行うものとする。

2 対象者

再審査の対象者は、教員資格を有する本学の常勤教員又は連合農学研究科における構成大学に所属する者及び各部局が必要と認めた者とする。

3 免除要件

再審査を行う年度末において、教員資格取得後5年未満の者については、再審査を行わないものとする。また、各部局等は、教育課程ごとに65歳定年を考慮して、再審査実施年度末における年齢に関する免除要件を定めることができる。

4 要件（業績）

(1) 再審査において確認する要件（業績）を、次のとおりとする。

D〇合	D合、M〇合	M合
WoS又はScopus論文 6報以上／6年	WoS又はScopus論文 4報以上／6年	WoS又はScopus論文 3報以上／6年

※WoS又はScopus論文とは、Web of Science Core Collection (Clarivate Analytics社) に収録されている論文又はScopus (Elsevier社) に収録されている論文をいう。

(2) 各部局等は、(1)の要件（業績）に加えて、他の要件を追加することができる。

(3) 各部局等は、(1)の要件（業績）を確認することが難しい分野等がある場合は、次に掲げる事項に限り、教員評価機構の承認を得た上で、要件を定めることができる。

- 1) 人文社会科学系又は共通教育系の研究業績
- 2) その他、各部局等で必要な業績

5 教員調書

(1) 4(1)の要件を満たす者は、再審査における教員調書の提出を免除することができる。

(2) 4(2)及び(3)の要件を定めた場合は、その要件（業績）を確認することができる教員調書を提出することとする。

6 資格喪失

教員資格を有する者が4に定める要件を満たさない場合は、その教員資格を喪失する。ただし、その者が、4に定める別の要件を満たす場合には、その教員資格を有するものとする。

7 資格喪失の保留

再審査の結果、資格を喪失した者が、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合、資格の喪失を保留することができる。ただし、いずれの場合も、当該資格要件を満たすまでの間、新たに学生を募集すること及び新たに授業を担当することはできない。

(1) 現に学生の指導を行っている又は学生の指導予定が確定している場合

(2) 次年度の授業を担当することが確定している場合

8 その他

(1) 再審査の結果、資格を喪失した者に対して、各部局等がフォローアップ等を行うこととし、年1回、教員評価機構へフォローアップ内容とその結果について報告することとする。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日)

この基準は、平成30年4月1日から施行し、平成35年4月1日以降の指導資格再審査から適用する。

附 則(令和4年7月21日)

この基準は、令和4年7月21日から施行し、令和5年4月1日以降の指導資格再審査から適用する。

附 則(令和6年4月22日)

この基準は、令和6年4月22日から施行し、令和11年4月1日以降の指導資格再審査から適用する。